

令和8年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年8月25日（火）午前9時30分～午前10時50分

開催場所 所沢市役所502会議室

議 案

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

出席委員

1 番	越阪部 敦子	2 番	越阪部 稔	3 番	斎藤 昇
4 番	池之谷 昭治	5 番	関 隆治	6 番	池田 仁志
7 番	野村 雄二	8 番	見澤 宏美	9 番	粕谷 治彦
10 番	北田 喜久江	12 番	長谷川 英昭	13 番	鹿島 正之助
15 番	肥沼 正明	16 番	中 茂紀	17 番	観山 恵理子

欠席委員

11 番	齋藤 豊	14 番	内野 晃伸
------	------	------	-------

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより8月の農業委員会総会を開きます。
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号1番 越阪部 敦子委員、2番 越阪部 稔委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は大字本郷字大波の2筆です。地目は登記が畑、現況が宅地です。面積は2筆合わせて177平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。農地区分については、農地の広がり10haを超える第1種農地と判断されます。

本件は住宅敷地としての追認を求める案件であり、経緯は申請人が当該物件を相続した際に土業から土地の一部が農地のままになっている旨を告げられたものです。その後、申請人は打開策を検討しましたが、農地部分は現に生活に使用しており、やむなく追認申請に至ったものです。

事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。本件は追認案件ですが、経緯を聞いたところ、追認はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1について、質疑、意見はありますか。

委員： 固定資産税課税地目は宅地になっているのか。

事務局： 現時点では農地と評価されています。今後の地目変更登記によって、宅地課税となる予定です。

議長： 他に質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については許可相当といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は大字本郷字東上の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は995平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。農地区分については、接道に上下水道が埋設され、半径500メートル以内に豊原医院及びあすなろ歯科がある第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、資材置場を設置するものです。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1については許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は大字城字北原の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,538平方メートルです。転用部分はこの内220平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、一時転用案件ですので割愛させていただきます。申請事由は、申請地を借り受け、住宅建築の作業用地として使用するものです。

申請番号2、所在地は大字坂之下字甲明改原及び大字亀ヶ谷字東原の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて726平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は事務所です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、一時転用案件ですので割愛させていただきます。申請事由は、申請地を借り受け、隣接地における倉庫建築工事期間中の仮設事務所他付随する仮設施設を設置するものです。

以上2件です。事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、許可相当といたします。

議長： 申請番号2について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,573平方メートルです。契約期間は令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間です。

申請番号2、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,573平方メートルです。契約期間は令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間です。

申請番号3、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野3丁目、三ヶ島1丁目、三ヶ島5丁目及び糍谷の15筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は15筆合わせて9,506平方メートルです。契約期間は令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。

申請番号4、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の12筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は12筆合わせて5,976平方メートルです。契約期間は令和8年11月25日から令和18年11月24日までの10年間です。

申請番号5、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,454平方メートルです。契約期間は令和8年11月1日から令和11年10月31日までの3年間です。

以上5件です。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1及び2ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長：それでは、1及び2について審議願います。本件につきましては、私が北野地区の担当ですので、意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

申請番号1及び2について、質疑、意見はありますか。

委員：申請番号1及び2の面積が全く同じだが誤りではないのか。

事務局：誤りではありません。

議長：他に質疑、意見がないようですので、申請番号１及び２について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号１及び２については、承認といたします。

議長：申請番号３について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号３について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号３について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号３については、承認といたします。

議長：申請番号４について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号４について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号４について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号４については、承認といたします。

議長：申請番号５について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号５について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号５について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号５については、承認といたします。

議案第４号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委 員：(異議なし)

議 長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、23件の届出がありました。

「報告事項4 農地法施行規則該当転用届について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第4条の規定による許可の取消願いについて」は、1件の取消願いがありました。

以上です。

6 その他

議 長： ほかに何かございますか。

委 員：(なし)

議 長： 以上をもって、本日の議事は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

会長職務代理委員の挨拶により閉会（午前10時50分）